

## せたな町合併特例区の設置等に関する規約（案）

### （合併特例区の設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の8第1項の規定に基づき、合併前に大成町、瀬棚町及び北檜山町の区域であった区域に 合併特例区を設置する。

### （合併特例区の名称）

第2条 合併特例区の名称は、大成区、瀬棚区及び北檜山区とする。

### （合併特例区の区域）

第3条 合併特例区の区域は次のとおりとする。

- (1)大成区 合併前的大成町の区域
- (2)瀬棚区 合併前の瀬棚町の区域
- (3)北檜山区 合併前の北檜山町の区域

### （合併特例区の設置期間）

第4条 合併特例区の設置期間は、合併の日から平成22年3月31日までとする。

### （合併特例区の処理する事務）

第5条 法第5条の13の規定に基づき、合併特例区は別表1に掲げる事務並びに別表2に掲げる公の施設の設置及び管理を処理するものとする。

### （合併特例区が設置及び管理する公の施設の名称・所在地）

第6条 合併特例区が設置及び管理を行う公の施設の名称及び所在地は別表2のとおりとする。

### （合併特例区の事務所の位置）

第7条 合併特例区の事務所の位置は次のとおりとする。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 大成区に係る合併特例区の事務所の位置  | 合併前的大成町字都427番地  |
| 瀬棚区に係る合併特例区の事務所の位置  | 合併前の瀬棚町字本町719番地 |
| 北檜山区に係る合併特例区の事務所の位置 | 合併前の北檜山町字徳島63番地 |

の1

### （合併特例区の区長の任期等）

第8条 合併特例区の長の任期を2年とし、再任を妨げないものとする。

2 合併特例区の長は、助役または支所長と兼務できるものとする。

(合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期)

第9条 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で、せたな町の議会の議員の被選挙権有するもののうちから、次の各号に掲げるものにつき、町長が住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮して選任する10人以内の委員をもって組織する。

(1) 公共的団体が推薦する者（農協または漁協、商工会、PTA、町内会等のうちから5人以内）

(2) 識見を有する者（3人以内）

(3) 公募に応じた者（2人以内）

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 委員の報酬等については、せたな町特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給する。

5 町長は、委員が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第10条 合併特例区協議会に会長及び副会長を1人置くこととし、任期は構成員の任期による。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長及び副会長の解任については、合併特例区協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

(合併特例区協議会の審議事項)

第11条 法第5条の20第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。

(1) 新町建設計画の変更に関する事項

(2) 公の施設の設置に関すること。

(3) その他合併特例区協議会が町長との協議により認める事項

(合併特例区協議会の会議)

第12条 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、町長又は合併特例区の長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議長は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(合併特例区協議会の庶務)

第13条 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の区域を所管する大成区事務所、瀬棚区事務所及び北檜山区事務所において処理する。

(補足)

第14条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区の長が町長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、合併の日から施行する。
- 2 この規約は、合併特例区設置期間満了の平成22年3月31日にその効力を失う。

別表 1(第5条関係)

【大成区】

- 1 大成地区懇談会開催事務
- 2 コミュニティ活動支援事業
- 3 クリーン作戦事業
- 4 スクールバス及び福祉バス・患者輸送バスの運行管理・委託事業
- 5 各種イベント事業

【瀬棚区】

- 1 瀬棚地区懇談会開催事務
- 2 コミュニティ活動支援事業
- 3 花いっぱい運動事業
- 4 クリーン作戦事業
- 5 スクールバス及び福祉バス・患者輸送バスの運行管理・委託事業
- 6 各種イベント事業

【北檜山区】

- 1 北檜山地区懇談会開催事務
- 2 コミュニティ活動支援事業
- 3 花いっぱい運動事業
- 4 クリーン作戦事業
- 5 スクールバス及び福祉バス・患者輸送バスの運行管理・委託事業（学校行事等バス  
運行業務含む）
- 6 各種イベント事業

別表 2(第5条、第6条関係)

<b>【大成区】</b>	
上浦生活館	大成町字上浦516番地
花歌生活館	大成町字花歌168番地の2
富磯生活館	大成町字富磯61番地の9
太田地区振興会館	大成町字太田82番地
平浜会館	大成町字平浜154番地
平和記念公園	大成町字都74番地11
ことぶきの家	
・東部ことぶきの家	大成町字久遠357番地の2
・都ことぶきの家	大成町字都225番地
・貝取澗ことぶきの家	大成町字貝取澗370番地
太田へき地保健福祉館	大成町字太田290番地
生活改善センター	
・長磯生活改善センター	大成町字長磯
・宮野生活改善センター	大成町字宮野
<b>【瀬棚区】</b>	
島歌生活館	瀬棚町字島歌373番地
共和生活改善センター	瀬棚町字共和312番地
大里生活改善センター	瀬棚町字西大里310番地4
大里コミュニティセンター	瀬棚町字西大里311番地6
開拓婦人ホーム	瀬棚町字東大里187番地
元浦漁村センター	瀬棚町字元浦439番地
白岩漁村センター	瀬棚町字島歌165番地2
元浦青年研修所	瀬棚町字元浦217番地
北島歌青年研修所	瀬棚町字北島歌58番地
南川青年研修所	瀬棚町字南川41番地1
吹込青年研修所	瀬棚町字島歌343番地
本町青年研修所	瀬棚町字本町502番地
水産物保管作業所	瀬棚町字三本杉69番地
元浦共同作業所	瀬棚町字元浦162番地先 中歌漁港内
<b>【北檜山区】</b>	
愛知集落センター	北檜山町字愛知837番地の6

若松自治会館	北檜山町字若松 5 1 3 番地
共和生活改善センター	北檜山町字共和 6 1 6 番地の 2
富里生活改善センター	北檜山町字富里 2 1 3 番地の 2
濁川生活改善センター	北檜山町字若松 4 1 4 番地
小川生活改善センター	北檜山町字小川 1 5 5 番地
農村女性活性化センター	北檜山町字北檜山 2 1 1 番地の 5
はまなす荘	北檜山町字太櫓 3 9 8 番地